

平成25年（行ウ）第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ、外383名

被告 国

準備書面（20）


2019年7月4日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人


弁護士 冠 木 克 彦 

弁護士 武 村 二三夫 

弁護士 大 橋 さゆり 

復代理人

弁護士 谷 次 郎 

弁護士 中 井 雅 人 

目次

第1 被告第19準備書面に対する反論	3
1 専門的技術的裁量の具体的内容	3
2 「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があ」ることの意味	4
3 科学的経験則の内容とその認定のあり方	6
第2 本件で原告ら全員に原告適格が認められることについて(被告第20準備書面に対する反論)	7

第1 被告第19準備書面に対する反論

1 専門的技術的裁量の具体的内容

被告は、「原子力規制委員会の専門技術的裁量をより具体的にいえば、①具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定についての専門技術的裁量と、②原子炉等規制法43条の3の8第2項で準用される同法43条の3の6第1項2号(技術的能力に係る部分に限る。), 3号及び4号所定の要件該当性の認定判断における専門技術的裁量, すなわち, どのような根拠に基づき, どのような判断を経て, その要件を充足するとの結論に達するかについての裁量をいうものと解される(高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇(平成4年度)415及び416ページ)。」と述べる「2(2)ア」(被告第19準備書面の第2の2(2)[20頁])。

たしかに、被告が引用する高橋調査官解説には、専門技術的裁量の具体的内容を上記①②だと記載されており、その内容に誤りはない。

しかし、ここで確認しておかなければならないのは、専門技術的裁量と政治的・政策的裁量の違いである。政治的・政策的裁量では、政治的立場等によって複数の答えが併存することがあり得、その意味で裁量が広いが、専門技術的裁量の場合は複数の答えが併存することはあり得ず、その意味で裁量が狭いのである。

伊方最高裁判決が「『専門的技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨』と判示し…殊更に『専門技術的裁量』という用語を用いなかったのは、…下級審裁判例のいう『専門技術的裁量』が、安全審査における具体的審査基準の策定及び処分要件の認定判断の過程における裁量であって、一般に言われる裁量とは、その内容、裁量が認められる事項・範囲が相当異なるものであることから、政治的、政策的裁量と同様の広汎な裁量を認めたものと誤解されることを避けるためであろう。」(高橋利文「最

高裁判所判例解説民事篇平成4年度」420頁)と指摘されている。また、専門技術的裁量について「ある原子炉が安全性を具備し災害防止に支障がないかどうかについては客観的には一つの解答があるのであって、複数の答えが、法的に同じ価値をもって併存するわけではない」(高橋利文「最高裁判所判例解説民事篇平成4年度」417頁)と指摘している点も重要である。

2 「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があ」ることの意味

(1) 被告の解釈

被告は、「「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があ」る場合とは、原子力規制委員会の審査及び判断の過程に、認定評価の誤りがあったり、考慮すべき事項が考慮されなかった結果、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において、上記のような深刻な災害を引き起こす事態を防止するために必要な防護措置, 安全対策が講じられていないにもかかわらず、これが見過ごされ、その基本設計どおりの原子炉施設を将来設置し、運転させた場合には、重大な原子炉事故等が起こる可能性が高いと認定判断される場合をいうと解すべきである。」と述べる(被告第19準備書面の第2の3(3)ア〔24頁〕)。

しかし、以下述べるように、「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があ」る場合の解釈を「重大な原子炉事故等が起こる可能性が高いと認定判断される場合」に限定する被告の解釈は誤っている。

(2) 被告による過程の問題と結果の問題のすりかえ

被告は、「「(伊方最高裁判決)が、安全審査・判断の過程に『看過し難い過誤, 欠落』があると認められる場合に限って、原子炉設置許可処分が違法となると判示しているのは、安全審査・判断の過程に過誤, 欠落があったとしても、それが軽微なものであって重大なものでない場合には、これにより直ちに、多角的, 総合的な判断である被告行政庁の判断が不合理なものとなるものでないという趣旨であろう。」(前掲高橋423ページ)と

しているのも、上記のような重大な事故の発生を防止するために必要な防護措置、安全対策が講じられているかどうかを問題とする趣旨であると解される。」と述べる（被告第19準備書面の第2の3(3)イ〔24頁〕）。

しかし、被告引用の高橋調査官解説は、「安全審査・判断の過程」の過誤・欠落の議論しているのものであって、「事故」そのもの、つまり「結果」が重大かどうかを論じているわけではない。それにもかかわらず、被告は調査官解説を引用して、同調査官解説が「重大な事故の発生を防止するために必要な防護措置、安全対策が講じられているかどうかを問題とする趣旨」と述べており、過程の問題と結果の問題をすり替えて、高橋調査官解説の内容を歪曲させて被告主張の論拠にしている。

むしろ、高橋調査官解説は、事故そのものの重大性を問題にしておらず、安全審査・判断の過程に重大な過誤、欠落があれば、直ちに行政庁の判断が不合理だと認定される可能性があることを示している。

また、被告は「審査及び判断の過程に仮に軽微な過誤、欠落があったとしても、上記の重大な事故の発生を防止する上で必要な防護措置、安全対策が講じられていることが審査において確認されており、「災害の防止上支障がないもの」であること（原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）が認められる場合には、これが「看過し難い」もの（前掲高橋のいう「重大なもの」とは評価し得ないというべきである。」とも述べる（被告第19準備書面の第2の3(3)イ〔24頁〕）。

しかし、前述のとおり、被告はここでも過程の問題と結果の問題をすり替えて主張している。防止しなければならない事故は、「重大な事故」に限定されるものではないし、問題は、審査判断の過程である。被告引用の高橋調査官解説は、事故そのものの重大性を問題にしておらず、審査及び判断過程の過誤欠落が軽微なものであったとしても、行政庁の判断が不合理だと認定される可能性があることを示している。

3 科学的経験則の内容とその認定のあり方

被告は「この点、原子力規制委員会設置法1条は、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬ」という認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定」することを目的とする旨規定している。この規定に照らしても、確立された国際的な基準となり得るだけの確実性、普遍性をもった科学的知見と認められない限り、裁判において事実認定や事実評価に用いられるべき科学的経験則とみることはできないというべきである。伊方最高裁判決の調査官解説が、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学界における通説的見解となったような場合には、現在の通説的見解（これが当該訴訟において用いられるべき科学的経験則である。）により判断すべきであろう。」としているのも（前掲高橋423ページ）、これと同様の理解によるものと解される。」と述べる（被告第19準備書面の第2の3(4)イ〔26頁〕）。

しかし、被告が引用する高橋調査官解説は、違法判断の基準時に関する議論をしているのであり、裁判で用いられる科学的経験則に確立された国際的な基準となり得るだけの確実性・普遍性が必要か否かを議論しているわけではない。そのため、被告引用の高橋調査官解説は被告による科学的経験則に関する見解の論拠にはなり得ない。

また、原子力規制委員会設置法1条に「確立された国際的な基準をふまえて」という記載があるのは、同法制定当時、日本の原子力規制は、「確立された国際的な基準」にすら適合していない現実があったからである（訴状の第3の4(2)「深層防護という基本思想」〔10頁〕等参照）。そのため、原子力規制委員会設置法1条を根拠に、「確立された国際的な基準のとなり得る…科学的知見と認められない限り、裁判において事実認定や事実評価に用いられるべき科学的経験則とみることはできない」という結論を導くことはできない。むしろ、

原子力規制委員会設置法1条は、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて」と規定しているのであるから、科学的議論として一定の合理性があれば科学的経験則になると考えるべきである。

第2 本件で原告ら全員に原告適格が認められることについて（被告第20準備書面に対する反論）

1 本件訴訟は、本件各原発について被告の行政庁が本件各原発の設置者である参加人に対してした設置変更許可処分の取消しを求めるものである。

行訴法9条1項は、処分取消訴訟の提起につき法律上の利益を有する者に限り提起できるものとし、同条2項は、処分の相手方以外の者について同条1項の法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮すべきことを規定する。そして、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものと規定する。

2 同条1項のいう、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も上記法律上保護された利益に当たり、当該

処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する（いわゆるもんじゅ訴訟の最高裁1992年9月22日判決民集46巻6号571頁）。

原子炉等規制法は、その1条で、「原子力基本法……の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と規定し、原子力施設で重大事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で放出されるといった原子炉災害を防止することで公共の安全を図り、国民の生命、健康及び財産を保護し、環境を保全することを目的としている。

そして、本件処分の根拠となっている原子炉等規制法43条の3の6第1項は、実用発電用原子炉の設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力と（3号）、当該発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること（4号）を求め、重大事故の発生拡大の防止のための能力と、原子炉の位置、構造、設備が原子力災害の防止上支障がないものであることを要求している。

そして、本件各原発に係る同法43条の3の6第1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する審査に過誤、欠落があった場合には、重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、住民は被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなる。同法43条の3の6第1項は、このような原子炉の事故等をもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、上記の技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。

3 とりわけ、原子炉等規制法は、2011年に発生した福島第一原発事故を踏まえて大改正されたという事実を念頭に置かなければならない。原子炉等規制法の改正とともに、原子力規制委員会が設置されているが、前述のように、原子力規制委員会設置法は、その1条で、「この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務……を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と規定し、原子力規制委員会が福島第一原発事故を契機として、原発事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立ち、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策の策定・実施する機関として作られたものであることを明言している。

4 原子炉等規制法43条の3の6第1項3号及び4号の設けられた趣旨、前記各号が考慮している被害の性質、関連法規としての原子力規制委員会設置法の目的にかんがみると、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号・4号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

5 そして、前述の通り、本件各原発に係る同法43条の3の6第1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する審査に過誤、欠落があった場合には、重大な原子炉事故が起こる可能性があり、このような事故が起こったときは、住民は被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなる。しかるに、原告ら準備書面(2)で主張したとおり、原子力規制委員会のシミュレーションに基づくと、最遠隔の原告居住地(提訴後に原告の転居があり、現時点での最遠隔の原告は北海道上川郡新得町在住の原告番号174で、本件原発からの距離は1557.9kmとなる。提訴後に転居した原告らに関する各住所地と本件原発との距離について、甲109)の場合でも、本件原発において福島第一原発事故と同規模の事故が発生した場合の「100%値」を踏まえた被曝線量は、事故原子炉を1機に限ったとしても約1.23mSvにもなる¹のであり、海外(大韓民国)に住所を有する者も含めて、すべての原告が基準値(1mSv/年)を超える放射性物質を浴びることが想定される(甲35参照)。よって、本件ではすべての原告に原告適格が認められるべきである。 以上

¹ 甲35、1頁の式 $D=40077/x^{(1.6582-0.1227\log x)}$ (mSv)に $x=1557.9$ を代入すると、約3.62(mSv)となり、出力比で本件各原発1機当たり(34%)の場合を考えると、約1.23(mSv)となる。